

もっと高めましょう 婦人の地位を



婦人週間

4月10日 → 16日

労働省婦人少年局

婦の仕事の重要さは一向に認められず、新民法が制定された今日でも、姑や夫の前に自分の意見をのべる事さえできずに、唯黙々と下積の生活をおくって教養をつむ機会もなくくらししているのが多くの家庭婦人の姿であります。

人口の半分を占める婦人の向上がなくては、産業の復興も、文化國家の建設もできるわけはありません。婦人全体の向上の爲には、都市の勤労婦人も農村婦人も一体となり、協力しあつて進まなければなりません。私共は、法律に規定されている地位がどのようなものであるかをよく知り、又もつと能率の高い近代的な働き手となるために、自分自身の再教育と環境の改善に努めなければなりません、実質的な地位の向上をはかるには男子の理解と協力を得る事も必要です。

婦人の解放をはばんでいるものが何であるかを見きわめ、それを取りのぞくために、職場に家庭に都市に農村に、日本中の婦人が手を取りあつて立ちあがりましょう。

婦 人 週 間

昭和二十一年四月十日は日本婦人がはじめて國會議員を選挙した日です。

労働省婦人少年局では、この記念すべき日である四月十日から十六日までを「婦人週間」として、婦人の地位をたかめるための運動を展開いたします。

選挙権のない婦人は政治からのけものにされ、政治とは女、子供に係のないものと思ひこまされてきました。けれども政治は私共の日常生活に切りはなす事のできないものです。食糧をはじめ生活必需品の統制、配給の問題も、税金や物価の問題も、失業対策や住宅対策も、又母子をまもるための社会施設の問題も、すべてが政治問題として私共が選んだ議員によつて決められるのです。このような日常生活に關係の深い法律の制定にも、過去の婦人は参加できませんでした。日本婦人が長い間望んでいた参政権を得た今日では、婦人の生活に理解のある議員を選ぶ事によつて、婦人の意思を政治に反映させる事ができるようになりました。

婦人が参加するようになつてからの國會では、新憲法をはじめこれに基く種々の法令が制定されて、形の上では婦人の解放は順調に進んでまいりました。

けれども実際に私共婦人の生活にはどれだけの變化と進歩があつたでしょう？ 制度の改正が婦人の立場を有利にしたといつても、新しく得られた自由を楽しむ事のできるのはほんの少數の婦人だけで、大多數の婦人は社会の習慣や、教育の不足や、家庭生活の重過ぎる負担などのために、せっかく與えられた權利を活かすすべもなく、相変らず苦しい生活にもがいているのが実情です。

農村では、根強く残つてゐる封建的な因習や男子の無理解のために、婦人達は農事に家事に二重三重もの重荷を負わされて、休息の暇さえなく昔ながらの低い生活をおくつています。

又労働基準法にうたわれている男女同一賃金も実際にはまだ行われていないところが多く、女なるが故に男子よりも低い地位に甘んじていないばならないというのが大部分の勤勞婦人の実態であります。

一方、家庭で台所をあずかり、家族の健康と生命をまもる主婦の仕事も、職場で物をつくる仕事に劣らぬ社会的重要性をもつていながら、主